

## 『歴代宝案』の編集と「琉球家譜」

田名 真之

はじめに

『歴代宝案』は康熙三十六年（一六九七）に編集された。編集の経緯について第一集の序文に「…歴代宝案は天妃宮に蔵し、その来たるや久し。然れども世を歴ること已に久しく、靡夷の患無き能わず。今、国相尚弘才…心に甚だ之を憂い、随いで紫金大夫蔡鐸…をして旧案を重修せしむ…」<sup>①</sup>とある。『歴代宝案』編集前の外交文書群を「旧案」と称していたことが分かる。

ところで、閩人三十六姓の末裔の一族とされる「梁氏」の家譜に「吳江梁氏見於旧案中而祖譜無徵者録」<sup>②</sup>なる項目があり、「旧案」が登場する。また『歴代宝案』編集の総指揮に当たった蔡鐸の家譜に「康熙十六年（一六七七）丁巳二月奉 国命修正曆（歴）代案書…」<sup>③</sup>とある。「歴代案書」とは、なんであろうか。「旧案」に繋がるものなのだろうか。

次に「琉球家譜」である。一六八九年に諸士に編集が命じられたが、家譜編集は、祖先に関する史料の収

集が最大の課題であった。辞令書やその他公文書、石碑の記録等、証拠となる裏付け資料を渉猟することとなったが、その対象となった史料に『歴代宝案』がある。以上を踏まえて、本稿では、『歴代宝案』と「旧案」、『歴代宝案』と「家譜」について検討していく。

#### 一、『歴代宝案』と「旧案」

「梁氏家譜」（亀島家）をみると、世系関係以外記事のない一、二世を除き、三世梁傑、四世梁顕、五世梁基、五世梁賢の古琉球期に属する人物の記録は戸籍関係を別として、履歴の計二〇件がすべて海外渡航記事となっている。たとえば三世梁傑の記事に「弘治十七年甲子七月十二日為進貢事奉 使為火長随正議大夫程璉鄭玖長史蔡賓梁能等入閩」<sup>(4)</sup>とある。これは、『歴代宝案』の第一集卷二八の四五号文書（一一八―四五）に拠った記事である。因みに四五号文書は、執照で以下のように記している。<sup>(5)</sup> なお同符文は一―二四―二三号文書である。

琉球国中山王尚真為進

貢等事今特遣正議大夫程璉同長史梁能使者益沙每等齎捧

表箋文各老通（中略）赴

京進

貢(中略)

今開 赴

京

使者参員 益沙每 栢古 王不他

通事老員 金壁 人伴壹拾壹名

(中略)

火長 梁傑

(中略)

弘治拾柒年柒月拾弍日

この進貢使節は三隻が派遣されており、正議大夫程璉を長とする智字号海船(四三号文書<sup>6</sup>)、符文は一―二四―二二号文書、そして使者益沙每らを長とする仁字号海船である。梁傑は仁字号海船の火長として渡閩していて、船は異なるが、船団のトップである正議大夫程璉やナンバー2の長史梁能らを挙げて、船団の一員としての記事としてい

る。なお、家譜で挙げられている正義大夫鄭玖と長史蔡賓は、同年月日、同目的（進貢）での派遣であり、鄭玖は智字号、蔡賓は礼字号に乘船しているが、執照、符文<sup>8</sup>とも別仕立てとなっており、進貢以外の目的があったのではないかと推測される。同年月、同目的であったことから、梁傑は記事中に同一グループと見なして取り込んだということであろう。何時、何のために、何という職で、誰とどこへ、といった要素がすべて揃っている家譜記録が、『歴代宝案』の符文、執照に拠っていることは明らかである。上記の梁傑の場合、他の関連文書を見ていることも確認されるのであり、『歴代宝案』をめぐって関係記事を探した結果であろうことが推測できる。他の一九件の記事中の一五件が『歴代宝案』の当該年月日の執照等と一致しており、『歴代宝案』に拠っていることが分かる。残り四件は『歴代宝案』に該当する文書がないが、これについては後述する。

他の久米村系の一族の家譜も古琉球期に属する人物の履歴はほぼ海外渡航関係記事のみである。たとえば、閩人三十六姓の末裔である「金氏」（具志堅家）の家譜だと、事績のない一世を除き古琉球期に属する二世から六世の記事三五件中三二件が海外渡航関係記事であり、残り三件は二件が采地（領地）関係、一件が俸禄（知行）となっている。ところで四世金鼎の家譜記録の嘉靖十五年（一五三六）から二十九年（一五五〇）にかけて四件の暹羅、仏大泥派遣の記事であるが、『歴代宝案』の当該文書は、冒頭の文言が「為進貢等事」とあるが、家譜は「為交易事」<sup>9</sup>に変えている。また六世金仕歴の万曆十六年（一五八八）の家譜記録は、「為迎接貢使官生事」<sup>10</sup>とあるが、『歴代宝案』の当該執照（一一三一一一八）は、「為保全夷

命以慰遠望事」<sup>(12)</sup>である。いずれも家譜は執照の内容から直接的な表現に変えているのである。

さて、先に触れた「旧案」について検討しよう。「梁氏家譜」には「家譜序」に次いで「吳江梁氏見於旧案中而祖譜無徵者録」が置かれている。「旧案」中に見える梁氏の祖譜（系図など家伝の類いであろう）に登場しない者の記録で、四四人で一三八件の履歴が記されている。家伝その他祭祀を伴うなどして把握してきた先祖以外の「梁」を称する人々とその履歴である。その一人に正議大夫梁能がいる。同人の渡航記録として一〇件挙げられているが、弘治十七年（一五〇四）の記事は以下の如くである。

弘治十七年甲子七月十二日為進貢事奉 使為長史同正議大夫程璉等入閩赴京。<sup>(13)</sup>

この記事は『歴代宝案』の一―一八―四四号文書の執照と一致するが、出所は「旧案」であり、『歴代宝案』ではない。一六八九年の家譜編集の命を受けて、先祖の事績を収集するため「旧案」がめくられ、抽出作業が行われたことになる。さらにその過程でこれまで一族で知られていなかった「梁某」が数多く見つかった、見つけたのである。そこで改めて四四人の「梁某」の事績をみると、すべて閩や暹羅、仏大泥など海外渡航記録である。つまり「旧案」は海外渡航記録を集成したものである可能性が高いとなる。それだと『歴代宝案』ではないかとなるが、『歴代宝案』のもととなった外交文書群が「旧案」と称されていたのであろう。諸氏家譜は康熙二十八（一六八九）二十九（一六八九）の序文を有するものが

多く、中には康熙二十六年（一六八七）の序文をもつ「孫氏家譜」（程順則の撰文）などもあり、実際の編集作業が先行し、編集令と同時に完成提出となったケースもあつたと推測される。『歴代宝案』の成立は一六九七年であるが、それ以前に多くの家譜の編集がなされていたということになる。となれば、諸氏家譜の海外渡航関係の記事は、『歴代宝案』収録文書を参考にした、引用したのではなく、そのもととなつた「旧案」を活用したと考えるべきであろう。そうであれば、先の「梁氏家譜」の『歴代宝案』に該当記事の無い四件の海外渡航関係記事が、「旧案」段階では存在していた、と考えられるのであり、「旧案」中に確認された梁某の記事―四四人で―一三八件―で『歴代宝案』に該当する記事が見つからない一〇件についても、「旧案」には存在したといえるのではないだろうか。

久米村系の諸氏家譜が「旧案」を用いて先祖の事績を記録したとするなら、諸氏家譜にあつて『歴代宝案』に該当文書が無いケースは、「旧案」段階で存していた文書が『歴代宝案』編集時に失われた、あるいは当初の『歴代宝案』にも存していたが、その後、虫害等で失われた、戦前の沖縄県立図書館での書写の際の漏れ等が考えられる。いずれにせよ、「旧案」に存したとなれば、現在の『歴代宝案』を補う記録と位置づけることができる。

ところで、久米村士が「旧案」を参照活用して各々の家譜を編集したとすると、「旧案」は単に外交文書を山積みにしていただけの資料群ではなく、一定程度整理されたものであつた可能性が高い。そこに蔡鐸の「歴代の案書を修正」した事業が結びつくのではないか。蔡鐸は康熙十六年（一六七七）二月に

命を受けて翌年四月に告成している。約一年かけて「修正」しているが、ここでの「修正」は文書の種別ごとの整理等々だったのではないか。二〇年後の一六九七年の『歴代宝案』編集事業は同年の四月十一月まで、八ヶ月であり、蔡鐸の「修正」した「旧案」文書を書写し、種別を分け、四九巻にまとめる事業だったのではないか。

## 二、『歴代宝案』と首里、那覇系家譜

ここで、首里、那覇系の家譜についても触れておく。首里、那覇系士の家譜にも古琉球期の海外渡航関係記事は散見される。しかし久米村系家譜に比して圧倒的に少ない。渡航の任にあたった員役が少なかったわけではなく、相応の人員が海外渡航に従事していた。嘉靖三十二年（一五五三）の進貢使節、進貢船2隻の執照（一—二〇—二・二三）<sup>14</sup>でみると、久米村系が長史、都通事、通事、存留在船通事、管船火長二人の計六人、首里、那覇系が使者二人、存留在船使者二人、管船直庫二人の計六人で同数である。派遣員役の構成は概ね同様で、久米村系と首里、那覇系に大きな差はない。それでいて家譜への渡航記録が極端に少ないのは、裏付け資料がなかったからと考えられる。久米村系の場合、「旧案」から金氏なら金某を、梁氏なら梁某を探し出し、一族の祖先か否かの確認の後、家譜に組み込むことが可能であるが、首里、那覇系だと、それは不可能であった。所謂「唐名」がその場限りの一度きり、継続したとしても、

親子、兄弟で氏を統一することもなかったからである。概ね、童名や領地名あるいは出身地名などによる中国名でもって、執照や符文などに記される。童名の「真牛」は「毛実」や「毛是」となり、「真三郎（良）」は「麻山魯」や「馬参路」に、家名の「平良」は「戴刺」、「浦添」は「鄔羅瑞」、「安里」は「亜沙度」等々である。こうした当て字で記された人物はたとえ家伝にあつたとしても、王府の認定するところとはならず、家譜への記載は認められなかったのである。渡航の履歴を記す家譜では、その裏付けが存在したことになるが、それが辞令書である。辞令書によつて、何年何月何日、どこへ、なんという役職で派遣されたか、が記せるのである。首里系の「麻姓家譜」の四世儀間親雲上真孟の渡航記事は次のごとくである。<sup>15)</sup>

嘉靖二年癸未八月二十六日為進貢謝恩正議大夫鄭繩長史金良赴閩之時宝丸御船之官舎到閩

真孟あての辞令書は以下のごとくである（「田名家文書」第一号文書）。<sup>16)</sup>

しよりの御ミ事

たうへまいる たから丸か くわにしやわ



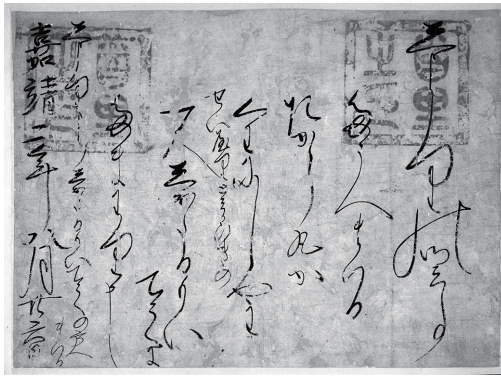


図1 田名家文書第1号  
(個人蔵、沖縄県立博物館・美術館所寄託)

せいやりとミかひきの 一人しほたるもいてこくに たまわり申候  
しよりよりしほたるもいてこくの方へまいる

嘉靖二年八月二十六日

辞令書から、真孟が「しほたるもい」といい、「たうへまいる」が唐(中国)行きで「赴閩」、乗船する「たから丸」が「宝丸御船」で、職名が「くわにしや」で「官舎」であること、そして発給年月日がわかる。しかし、家譜の「進貢謝恩」という派遣の目的や使節の長である「鄭繩」や「金良」についての情報は、この情報は、『歴代宝案』文書を見なくては、得られないのである。『歴代宝案』の関連文書は符文一通で、頭号船の鄭繩乗船の文書は符文、執照とも欠けており、二号船の金良乗船の符文(一一二五―一五)のみが残る。真孟が乗船した二号船の符文は以下の通り。<sup>(17)</sup>

琉球国中山王尚真為

進貢謝

恩等事今特遣正議大夫鄭繩同長史金良等齎捧

表文老通坐駕仁字号海船老隻裝載馬老拾伍疋硫黄式万觔赴

京進

貢（中略）

今開 赴

京

長史老員

金良

使者參員

寿達魯

馬南比

嘉満度

通事老員

蔡邃

（中略）

嘉靖貳年捌月拾柒日

この符文を参考にして家譜の記事を書いたことが分かるが、一方で辞令書の「しほたるもい」が「寿

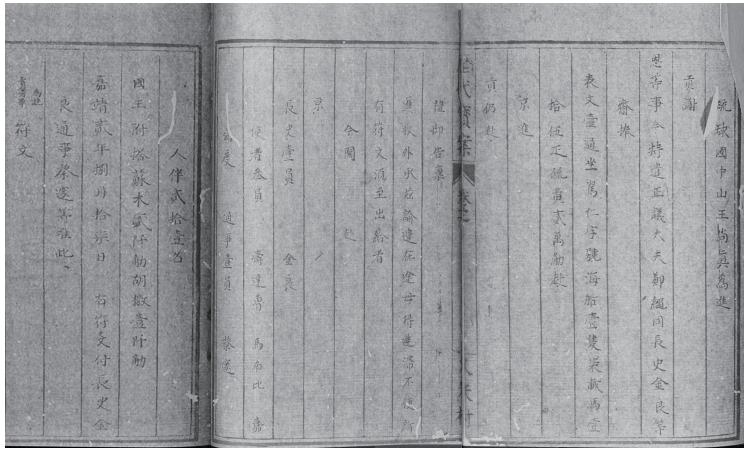


図2 『歴代宝案』(1-25-15号文書) 東恩納影印本  
(沖縄県立図書館蔵)

「達魯」となり、「くわにしや」が使者となり、日付も異なっていることが分かる。まず「しほたるもい」であるが、「もい」は接尾美称で除くと「しほたる」となり、家譜での童名の「小樽(兼)」（兼も接尾美称）と解される。方音だと「したる」で、それが「寿達魯」と表記されたと推測される。「麻姓」では家譜編集時にこの符文を確認していたようで、一族の唐名(中国名)を「麻某」として一世以下に諡(おくりな)したに関わらず、真孟のみ「麻某」とせず符文に従って「寿達魯」としている。日付の異同については、個人あての辞令書と使節団員を網羅した符文、執照とは異なっており、然であろう。ただ通常は個人への辞令交付が先であり、辞令書の日付が先行すると考えられるが、真孟への辞令発令は符文の日付の後となっており、まれなケースかと思われる。ともあれ家譜が辞令書の日付を採用しているのは当然のことであろう。

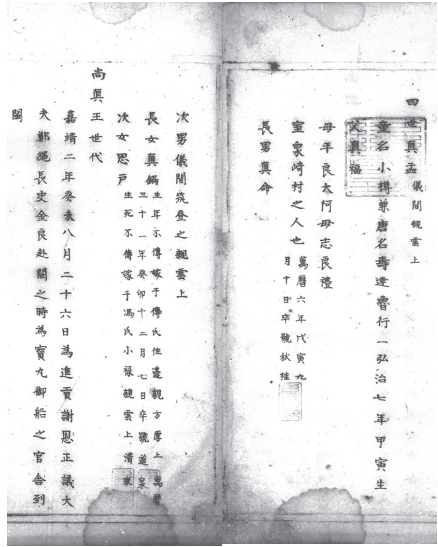


図3 麻姓田名家家譜  
(個人蔵・沖縄県立博物館・美術館寄託)

ること、『歴代宝案』で該当する文書がなくとも、それは『歴代宝案』の欠落と考えるべきで、家譜でその欠落を補うことが可能だといえるだろう。

首里、那覇系家譜が一部とはいえ『歴代宝案』を参考にしたとなると、それはどの時点でもどこで見ることが可能だったのだろうか。『歴代宝案』は一六九七年に久米村で編集されて一部が王城に収められた、とされる。その『歴代宝案』は先祖の事績の確認のためとして関係者の閲覧に供されたのだろうか。さらに一六八九年の家譜編集時に『歴代宝案』は未だ完成していないのであり、参考にしたとなると、首里、

以上、首里系家譜での事例であるが、首里、那覇系での海外渡航記事は基本的には、辞令書が裏付けとなって記載されていること。さらに『歴代宝案』文書で該当する文書を見出しえたなら、派遣の目的や上司、同僚が書き足されるが、文書の確認ができなければ、辞令書の範囲での記述となる。これらの原則に則れば、首里、那覇系家譜での海外渡航記事は、年月日が明確に記載されていれば、辞令書が現存しなくとも、辞令書に基づいて記載された、と考えられ

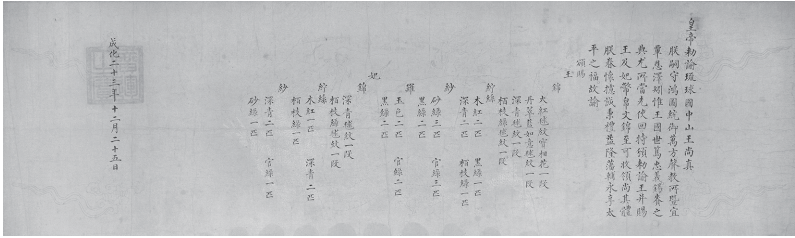


図4 成化23年(1487) 明孝宗から尚真あて勅諭  
(沖縄県立博物館・美術館蔵)

那覇系士も「旧案」を見たことになるのだろうか。王府評定所の行政文書や史料文書の取り扱い規定、閲覧規定など広い意味での文書行政制度にも関わる問題といえそうである。

### 三、『歴代宝案』の収録文書について

『歴代宝案』には、本来あるべきはずの文書が存在しないケースが多々ある。『歴代宝案』編集時の取りこぼし、あるいは『歴代宝案』成立前また成立後の遺失等もありうるであろう。以下では詔勅に関して『歴代宝案』への収録、未収録について検討する。

まずは文書が現存するにも関わらず『歴代宝案』に当該文書が収録されていないケースである。三点ある。(1)は景泰五年(一四五四)の明の代宗から琉球国掌国事王弟尚泰久あて勅諭<sup>(18)</sup>(個人蔵・六一頁渡辺論文図1参照)、(2)が成化二十三年(一四八七)の明の孝宗から尚真あて勅諭<sup>(19)</sup>(沖縄県立博物館・美術館蔵)、(3)は弘治十三年(一五〇〇)の朝鮮国王李愷から尚真あて国書<sup>(20)</sup>(都城島津邸蔵)



図 5 弘治 13年(1500)の朝鮮国王李愷から尚真あて国書  
(都城島津邸蔵)

である。いずれも古琉球期の一六世紀の文書である。(3) は一七五〇年に家臣が都城島津家に貸しあげたことがわかってはいるが、家臣の入手が何時なのかについては知られていない。三点とも『歴代宝案』編集時にはすでに沖縄から流失していたと考えられる。島津侵入時に王城から略奪された可能性もあるが、その後も王城に詔勅があつたことは確認されており、一部のみの流出なのだろうか。『歴代宝案』は多くの詔勅を欠落させており、三点とも県外でみつかったということは、今後も新たな発見が期待される。医学を学ぶために滞在していた鹿児島市中で、景泰六年(一四五五)の尚泰久あて詔書を見つけ買い求め王府に収めた、との「新参陳姓家譜」の記録(乾隆十八年、一七五三)<sup>(2)</sup>もあり、民間に流れたケースもあつたことが分かる。

次に他に記録があるに関わらず『歴代宝案』には記録がないケースである。具体的には『中山世鑑』収録の二つの勅諭である。(1)は正統十四年(一四四九)の明の英宗から尚



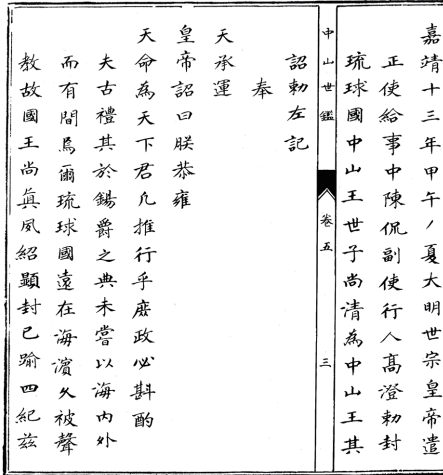


図6 『中山世鑑』巻五 尚清あて勅諭の部分  
(沖縄県立博物館・美術館蔵)

思達あての勅諭で、(2)は景泰元年(一四五〇)の代宗から尚思達あて勅諭である<sup>(22)</sup>。二通とも全文が『中山世鑑』に収録されているのであるが、『歴代宝案』には収録されていない。『中山世鑑』は一六五〇年の編集であり、羽地朝秀はこの時点で王城にあった同勅諭を史料として採用したことになる。ここで若干整理すると、琉球から送る文書はその下書きが久米村に残され、中国からの文書は原本は王城に、写しが久米村に残されると解されるが、あるいは王城保管は詔勅のみであろうか。ともあれ王城には、他にも詔勅が残されていたことが知られるが、なぜ二通のみの引用としたのか不明である。さらに言えば久米村には写しとはいえさらに多くの文書が残されていたにも関わらず、『中山世鑑』が全く触れてないのはなぜだろう。一方で久米村の蔡鐸らは『歴代宝案』編集時に王城の二通の勅諭をなぜ取り込まなかったのかも謎である。蔡鐸は『中山世鑑』の漢訳改訂版の『中山世譜』を著わしており、『中山世鑑』について重々承知していたはずであるが、互いの没交渉は違和感がある。

東京大学史料編纂所蔵の「明清冊封詔勅目録」

は琉球処分時に松田道之が首里王城から持ち出した歴代の詔勅の目録であろうとされる。<sup>(23)</sup> 景泰六年（一四五五）から光緒元年（一八七五）間の一六七通の詔勅目録で、琉球処分時にこれだけの詔勅原本が王城に残されていたことが分かる。しかし、『歴代宝案』収録の明代の五〇通の詔勅のうち、目録には景泰六年と弘治七年（一四九四）の詔勅しか記載されておらず、清初の順治年間の七通も記載がない。『歴代宝案』に収録されているのに、王城に原本は無かったのである。『歴代宝案』編集時、久米村に写しがあったことは確かだが、王城の原本はいつ失われたのだろうか。

尚質の請封時に順治帝は交換条件として、明代の詔勅、印鑑の返還を求め、琉球国は万曆三十一年の詔と崇禎二年の詔と勅、それと洪武年間に頒賜した鍍金銀印を返還している。<sup>(24)</sup> その一通の崇禎二年の勅諭が旅順の博物館に残されている。<sup>(25)</sup> 王城から詔勅が動いたことが分かる事例であるが、それにしても余りに多くの詔勅が王城から流失していることをどう理解すればいいのだろうか。『歴代宝案』とも関わる琉球史の謎である。

おわりに

『歴代宝案』が琉球の対外関係に関わる第一級の資料で、琉球のみならず東アジアの国際関係を考えるうえでも貴重な資料であることは論を待たない。それだからこそ『歴代宝案』の成立を検討し、「旧案」



について考え、諸家譜の記事を検討し、収録、未収録文書の何故を考える必要もあると思われる。多くの何故が今後の課題である。

注

- (1) 『歴代宝案』校訂本第一冊（沖縄県教育委員会 一九九二年）四頁。「歴代寶案藏于天妃宮其來久矣歷世已久而不能無廢夷患今 國相尚弘才法司向世俊毛克盛毛見龍心甚憂之隨（命）紫金大夫蔡鐸長史蔡應祥鄭士綸重脩舊案…」とある。
- (2) 「吳江梁氏家譜」『那霸市史 資料篇第1巻6 家譜資料二（下）』（那霸市企画部市史編集室 一九八〇年）七五三頁。
- (3) 「蔡氏志多伯家」十世蔡鐸の譜『那霸市史 資料篇1巻6』「県史編纂史料（抜粋）」九三四頁。
- (4) 「吳江梁氏家譜」『那霸市史 資料篇1巻6』七六二頁。
- (5) 『歴代宝案』校訂本第二冊（沖縄県教育委員会 一九九二年）二〇四頁。
- (6) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一一八―四三号文書 二〇二頁。
- (7) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一一八―四四号文書 二〇三頁。
- (8) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一一八―四六号文書 二〇五頁。符文は鄭玖が一一四―二四（五三

頁)、蔡賓が一―二四―二五(五四頁)。

- (9) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一―四二―二九号文書 六二―一頁。
- (10) 「金氏家譜(一世金瑛)」四世金鼎の項『那霸市史 資料篇1巻6』 五六頁。
- (11) 「金氏家譜(一世金瑛)」六世金仕歴の項『那霸市史 資料篇1巻6』 五七頁。
- (12) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一―三一―一八号文書 三二―〇頁。
- (13) 「吳江梁氏家譜」『那霸市史 資料篇 1巻6』 七五―五頁。
- (14) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一―三〇―一二号文書 二五―一頁、一―三〇―一三号文書 二五―二頁。
- (15) 「麻姓家譜(一世大城按司真武)」四世真孟の項『那霸市史 資料篇1巻7』 一九八―二頁、五八―一頁。
- (16) 沖縄県公文書館編『日本復帰三〇周年記念特別展 資料に見る沖縄の歴史』(沖縄県 二〇〇二年) 二四頁。
- (17) 『歴代宝案』校訂本第二冊 一―二五―一五号文書 七〇頁。
- (18) 開館一〇周年記念特別展『海の沖縄―開かれた海への挑戦―』(沖縄県立博物館・美術館 二〇一七年) 三三―三頁。
- (19) 注(16) 『資料に見る沖縄の歴史』 一六―一七頁。
- (20) 注(16) 『資料に見る沖縄の歴史』 一五頁。
- (21) 「新参陳姓氏家譜(新崎家)」一世康元の乾隆十八年の記事に以下のようにある。「乾隆十八年 癸酉三月二十九日恭賞賜太平布三尺(附先年於覺府学医術之時恭見景泰六年賜尚泰久王之詔書

我即驚怕之而詔書者球国万世之至宝何故而此有之千思万慮即買求之而奉上此明主由是賞賜如此焉」（那覇市歴史博物館蔵）。

(22) 『中山世鑑』（『琉球史料叢書 第五卷』東京美術 一九七二年）所収。（1）の英宗から尚思達あて勅諭は四三〜四五頁、（2）の代宗から尚思達あて勅諭は四五〜四七頁。

(23) 真栄平房昭「琉球処分と軍隊・歴代宝案のゆくえ―『尚家文書』新出史料を手がかりとして―」『沖繩史料編集紀要』第四一号（沖繩県教育委員会 二〇一八年）一八頁。

(24) 明代の詔勅・印の返還については、返還を求める順治帝の勅諭が『歴代宝案』一〇三―一〇五号文書（『歴代宝案』校訂本第一冊 一〇四頁）、世子尚質よりの返還の咨文が一―二―一〇五号文書（六九七頁）にみえる。また「礼部尚書胡世安等為琉球国中山王世子尚質繳明勅印到部及襲封中山王頒詔事題本」（中国第一歴史檔案館編『中琉歴史関係檔案』順治朝・康熙朝・雍正朝（上）中国檔案出版社 二〇〇六年）三〜二頁には、返還した詔勅・印が礼部に届き、内院に収められたことが記されている。

(25) 徐恭生「崇禎二年『皇帝勅諭』についての一考察」『歴代宝案研究』三・四合併号（沖繩県教育委員会 一九九三年）一一頁。胡忠良「旅順博物館蔵崇禎帝琉球国王を冊封する勅諭について」（『沖繩史料編集紀要』第四一号 二〇一八年）六一頁。